

# 株式会社マツヤデンキに対する債権の弁済受領完了について

平成16年11月10日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て(\*)、下記の対象事業者から債権全額の弁済を受け、これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

\*債権の弁済受領の完了は、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）により産業再生委員会の決定が必要です。なお、その際には法第29条第1項により、主務大臣の意見を聴くこととされています。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社マツヤデンキ

## 2. 経緯

本件対象事業者につきましては、平成15年9月26日に法第22条第3項に規定する支援決定を行い、同年12月1日に法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。その後同年12月5日に、事業再生計画に沿って、受皿会社(以下「新マツヤデンキ」という。)への営業譲渡が行われました。今回の弁済は、新マツヤデンキから受領したものです。

## 3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 2,243 百万円の債権を、金融機関等から 2,176 百万円で買い取り、債権額全額の弁済受領を今回完了したものです。

## 4. 主務大臣の意見

意見なし

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437